

7月にも県議政調費・住民訴訟を提起

判決対象後の支出にも按分の適用求め

10県議と知事に支払請求

総額約3094万円

私達は、7月29日に、10人の和歌山県議が3年間（平成22年4月から25年3月）に支出した政務調査費（事務所費、事務費、人件費）の一部約3094万円の支出が違法であるから、そのうち、平成22年4月から23年4月分の合計約1117万円は仁坂吉伸知事に、平成23年5月以降25年3月分の合計約1976万円は10県議それぞれに支払請求を求める住民訴訟を提起しました。

7月29日に、6月24日、藤山将材氏、山田正彦氏、吉井和視氏、に引き続き、政務調査費の住民訴訟を提起しました。使途した相手方は、先の訴訟は浅井議長だけでしたが、今回、井出益弘氏、尾崎要二氏、坂本登氏、長坂隆司氏、尾崎太郎氏、谷洋一氏、新島雄

氏、谷洋一氏、新島雄氏、2件の判決は、政務調査用事務所に他の事務所を併用している場合、その併用数で按分した率を超える部分への支出は違法としました。これらの判決の対象支出は、1次判決が認められた2件の判決を勝ち取っています。

2件の判決は、政務調査用事務所に他の事務所を併用している場合、その併用数で按分した率を超える部分への支出は違法としました。これらの判決の対象支出は、1次判決が認められた2件の判決を勝ち取っています。

2件の判決は、政務調査用事務所に他の事務所を併用している場合、その併用数で按分した率を超える部分への支出は違法としました。これらの判決の対象支出は、1次判決が認められた2件の判決を勝ち取っています。

2件の判決は、政務調査用事務所に他の事務所を併用している場合、その併用数で按分した率を超える部分への支出は違法としました。これらの判決の対象支出は、1次判決が認められた2件の判決を勝ち取っています。



泉

だから、その是正を求め本訴提起に及んだのです。

とはいえ、返還請求には5年の消滅時効の適用があり、時効後の責任追及にも時効完成後1年の監査請求期間の制約があります。それ故、行いたくても平成18、19年度に遡って是正を求めるには無理な状況なのです。

そこで、時効完成後分のうち監査請求を1年以内に行った10県議の平成22年4月から23年4月分合計約1117万円については、仁坂知事に損害賠償請求を求めました。

時効になっていない平成23年5月から25年3月分の10県議合計約1976万円は、10県議それぞれに返還請求を求めました。なお次頁も関連記事です。

誰にでも推認できます。

提訴した政務調査費住民訴訟を深める

仁坂知事には返還請求

怠ったことの責任追及

阪谷 私達は、6、7月に

相次いで2件の政務調査費に関する住民訴訟を提起しました。それも、和歌山県議に関する事務所費、事務費、人件費に関するものを、です。

畑中 今回の件が提訴になるうとは、思ってもいませんでした。自ら襟を正し正させようとしません。ほんとに、知事も議長も議員も、困った人達だ。迫問 判決の対象後の支出を是正しないからですね。

畑中 そうです。一切しないのです。2件の判決が同じ判断を示したのだから、何らかの是正をされるうと、思っていた私がかかった。

阪谷 判決の棚上は許され

ません。仁坂知事が高裁判決に上告せず確定させました。判決を認めたらに等しいのです。だから、判決の考え方も尊重して徹底すべきです。棚上げは、如何にも不遜ですよ。

迫問 号泣県議以来、議員の公金に対する姿勢に不信感を抱いてきました。が、当和歌山県は、知事も議員も、潔癖さが足りないのではないですか。阪谷 監査委員も頼りにな

りません。浅井議員の件で、一部決定をしなかった。

畑中 ええ。そうでした。

4人の監査委員のうち、2人が議員選出の監査委員で、その監査委員が、議員を擁護するような姿勢だったからです。

阪谷 政務調査費の監査を同じ政務調査費を使用している議員が監査すること自体、納得できることではありません。議員の監査が甘くなることは、自然じゃないですか。到底、公平な監査とは言い難い立場だ。

迫問 議員の監査委員らは政務調査費問題では回避させるべきです。

畑中 2人の議員を1人に

し、1人の議員分を弁護士にするなどの改革も必要だと思えます。

阪谷 今回の2件の裁判で、私達が指摘している使途の違法は、2点でした。

畑中 そうです。まず1点目は、現在、議長をされている浅井議員の事務所費に関するもので、浅井議員が自ら代表取締役を務める(株)浅井に対する事務所家賃の支払いは、「私的利益」になっているという違法です。

迫問 その点は、判決もそう判示していました。

畑中 判決では、その会社

の役員が浅井議員の子も妻も取締役、母が監査役でした。

迫問 その後も、同じだったのですか。

畑中 浅井議員の妻は、平成23年3月24日、母は平成23年10月28日に死亡していますが、それら以外に役員構成に変化はありません。

阪谷 それじゃ、判決の対象後の支出も「私的利益」という他に、ないじゃないですか。

迫問 それを返還しないのですか。

畑中 はい、仁坂知事も返還せよ、とは求めないのです。

阪谷 いかんはそれ。なれ合っているじゃない。



浅井議長の事務所費は「私的利益」 それ以外「併用按分率超える支出」

迫間 違法の2点目は、
畑中 浅井議員の私的利益
の事務所費以外の事務所
費、事務費、人件費の支
出に関する違法です。
迫間 浅井議員の事務所費
以外のすべてですね。
畑中 そうです。政務調査
用事務所以外の事務所が
併用されている場合、併
用事務所の頭数で除した
部分を超える支出を違法
と指摘しています。
阪谷 按分ですね。判決は、
併用事務所数の按分を合
理的とまで言ったのじ
ゃ、ないですか。
迫間 そうでした。例えば、
政務調査用事務所に後援
会と政党支部とが併用状
態であれば、3分の1を
超える3分の2が違法と
いうことでした。
畑中 それに、事務所の併
用状況は、その変動を
示す特段の事情がなけれ
ば、認定された併用状況
が継続されていたと見な
されます。
阪谷 その特段の事情が示

違法支出金一覧表

* 2件の住民訴訟分

	請求先 議員名	仁坂知事への損 害賠償請求分	各議員への返 還請求分
1	浅井修一郎	3,298,630	3,179,191
2	井出益弘	737,348	1,590,582
3	尾崎要二	1,392,783	2,380,013
4	坂本登	468,939	658,324
5	長坂隆司	1,746,712	2,926,436
6	尾崎太郎	618,333	1,208,960
7	谷洋一	977,847	1,654,731
8	新島雄	1,108,299	1,953,361
9	藤山将材	1,201,902	2,278,476
10	山田正彦	1,329,387	2,224,801
11	吉井和視	1,596,312	2,891,588
	合計	14,476,492	22,946,463

* 仁坂知事への請求は合計額です。



されておらず、按分して
いないとみなされる。だ
から、支出には、併用按
分率を超える違法分が含
まれていると。

迫間 なるほど。そういう
ことでしたか。
畑中 私達の請求は、単純
でして、判決の基準で見
直しは正しろ、と言って
いるのです。
阪谷 そうはいつでも、追
及は、単純には行かない
ようですね。畑中さんは
壁だとおっしゃっていま
したが。消滅時効問題が
あるとか。

畑中 そうなんです。
阪谷 消滅時効問題は私、
釈然としません。
畑中 消滅時効については、
私も、大変な勘違いをし
ていました。
迫間 というところ。
畑中 政務調査費という公
金を返還させる請求権は
不当利得返還請求権とい
います。一般的な不当利
得返還請求権の消滅時効

は10年なので10年と思っ
ていたからです。ところが
がそうではなく公金にな
ると5年と短いのです。

阪谷 釈然としないのは
そこです。一般よりも
襟を正すべき議員の場
合の方が短く、公金の
返還請求ができなくな
るといのはおかしく
ないですか。

畑中 私も釈然としませ
んが、いまのところ、
法的にはどうにもなり
ません。でも、道義的
な責任はあると思いま
すよ。

阪谷 きっと、返還請求
を免れる時効が経過す
るのを、密かに待つて
いたに違いない。
迫間 その5年は、どん
な形で考えるのです
か。

畑中 収支報告書の提出
日が時効の起算点で
す。そこから提訴日に
5年を超えていると消
滅していることになり
ます。具体的にいえば、

平成23年度分の提出日
は翌年の4月なので、
5年を超えていませ
ん。

迫間 逆に、時効消滅し
ているのは、平成22年
度以前ということなり
ますね。

畑中 だから、4、5年
分は、返還請求できな
いのです。時効で。

迫間 その4、5年の違

4、5年の違法分 10県議時効で利得



法分は、議員らは時効
で利得したことを意味
しませんか。

阪谷 意味しますよ。議
員としては許されるこ
とではない。

畑中 そのことで私は、
返還請求をしなかった
仁坂知事の責任が重大
だと思っています。

迫間 それは。
畑中 そもそも、県の公
金の返還請求できる権
限があるのは仁坂知事
だけなのです。

迫間 だから。
畑中 だから、私達市民

畑中 ですから、私達市民

から指摘されるまでも
なく、その権限を行使
すべきだったので。
なのに、返還請求を怠
り、時効で消滅させて
しまった、というべき
です。

阪谷 それは、県ひいて
は県民の損害といえま
すね。

迫間 だから、仁坂知事

畑中 ですから、仁坂知事

にその損害を賠償請求
せよ、と求めているの
です。

阪谷 その請求にも、壁
があつたとか。

畑中 そうなんです。住
民訴訟は住民監査請求
を経ていないと受け付
けられません。その住
民監査請求できる期間
が、消滅させた後1年
と制限されていたから
です。

阪谷 それについてどう
考えていたのですか。

畑中 通常、政務調査費
の返還請求は「怠る事
実」の監査請求として、
期間制限がなく、知事
への損害賠償請求も
「怠る事実」なので期
間制限はないと考えて
いました。

阪谷 違ったの
ですか。

畑中 はい。「怠
る事実」にか
かる「怠る事
実」を問題に
する場合、請

求期間に制限があつた
のです。判例で1年と
されていきました。

迫間 判例で、ですか。
だから、その期間に監
査請求した分のみの請
求になつているのです
ね。

阪谷 知事や議員らには
都合がよくなつてい
る感じがしますが、この
裁判で勝利すれば、そ
れ以前の分も問題とし
て、きっと、浮上する
と、私は思いますよ。



全国市民オンブズマン大会 のご案内

参加希望者は事務局073-433-2241(畑中まで)ご連絡ください。

第23回 全国市民オンブズマン香川大会

ふうがわるいで、
政務活動費！

日時：2016年9月24日(土) 13時から18時
〈懇親会〉18時30分から20時
25日(日) 9時30分から12時

場所：サンポートホール高松 5F 第2小ホール
(25日分科会)：62・63・64・65・66 会議室



どなたでもご参加いただけます。

参加費：

- 大会参加費 5,000円(2日間・資料代込)
- 懇親会 5,000円
- 託児 無料

懇親会・託児は9/16(金)までにご予約ください。

市民オンブズ香川：

1996年に発足。
税金のムダ遣いをなくし、情報公開を進める活動に取り組んでいます。特に、2015年には市民感覚からかけ離れた議員たちの公金意識を変えようと、県議会の政務活動費に関する住民訴訟を提起(現在係争中)。
皆さんの納めた税金から支出されている政務活動費の使われ方をみんなでチェックする「政務活動費ウォッチング」も実施しています。
今回、全国市民オンブズマン連絡会議に加盟する79団体から約300人が集まり、香川で初めての全国大会が開催されます。各地の政務活動費の追及成果など活動成果を発表したうえで、今後どう行政・議会を追及するか議論します。

参加申込み・お問い合わせ：

第23回全国市民オンブズマン香川大会 現地実行委員会(市民オンブズ香川)

TEL&FAX 087-813-0715 / 090-3788-4746(植田)

住所 〒760-0022 高松市西内町7-25

Mail ombuds.kagawa@gmail.com

HP <https://ombuds-kagawa.localinfo.jp/>



当面の予定

- 9月2日 AM10:15 ~
政務調査費訴訟第1回期日(6号事件)
- 9月15日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 9月15日 PM 6:00 ~
第3回全員会議
- 9月16日 PM1:15 ~
政務調査費訴訟第1回期日(7号事件)
- 9月24、25日
全国オンブズ総会
- 10月24日 PM 4:00 ~
編集会議
- 11月07日 PM 4:00 ~
ニュース発送作業日
- 11月17日 PM 6:00 ~
第4回全員会議

裁判情報

県議・政務調査費違法支出金返還請求住民訴訟

6月に提訴した分の裁判が、9月2日午前10時15分から行われました。

仁坂知事は、全面的に争う姿勢を示しています。知事の代理人に、奈良市の川崎祥記弁護士をはじめ同じ事務所の弁護士4人が就きました。当日は欠席し、当方の出廷のみで行われました。

7月に提訴した分は、9月16日午後1時15分から第1回期日が予定されています。



次回会員会議のご案内

日 時 9月15日(木)午後6時 ~
場 所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい。